明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○消防法施行令の一部を改正する政令（三六八）　三
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（三六九）　四
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三七〇）　五
○港湾法施行令の一部を改正する政令（三七一）　六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（三七二）　九

〔条　約〕
○投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定（一七）　二

〔府令・省令〕
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛**一）　五

〔省　令〕
○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令（**総務**一二八）　五
○総務省組織規則の一部を改正する省令（**同**一二九）　五
○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**経済産業**六六）　五
○自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業・国土交通**一）　一三
○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令及び温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業・環境**八）　一四

〔告　示〕
○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（**内閣府**二九二）　一四
○総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**同**二九三～二九八）　一四
○総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**同**二九九～三〇七）　一四
○南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（**総務**四八九）　一五
○投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の効力発生に関する件（**外務**三九一）　一五
○エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針（**経済産業**二六八）　一五
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示（**同**二六九）　一九
○断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等（**同**二七〇）　二三
○工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（**同**二七一）　二四
○荷主における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（**経済産業・国土交通**九）　二六
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律等の施行に伴う経済産業省・国土交通省関係告示の整備に関する告示（**同**一〇）　二七
○貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等及び乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を改正する件（**同**一一）　二七

〔官庁報告〕
官庁事項
障害者基本計画の要旨の公表について（内閣府）　三七

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。